

第4回 長岡地域任意合併協議会

会 議 録

第4回長岡地域任意合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成15年4月11日(金) 午前10時
- ・場 所 長岡グランドホテル

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	久住 時男	馬場潤一郎	樋山 彖男
大野 勉	長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫
山本 俊一	山谷 一郎	佐々木保男	熊倉 幸男
米持 昭次	坂牧宇一郎	長谷川 孝	矢野 一夫
大地 正幸	伴内 勝栄	八木 庄英	鈴木 正一
今泉 實	五十嵐亮一	石坂 敏雄	石黒 貞夫
野島 六司	大桃 健三	関 正史	高野 哲四
樋口 章一	野田 幹男	田村 巖	村上 雅紀
若杉 リツ	佐藤 織江	北村 公	池田 守明
高森 精二	鏑水 義慎	小林 民雄	大矢 治雄
小池 進	高野 徳義	酒井 利幸	平野 保雄
池島 寛	中沢 清	豊口 協	鈴木 隆三
			以上 48名

(欠席委員の氏名)

遠藤鐵四郎	西川 洋吉	朝日 由香	
			以上 3名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様にはお忙しいところお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第4回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます任意合併協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

どうも皆さん、おはようございます。合併特例法の期限までいよいよ2年を切ったわけでございます。期限が決まっておりますので、何となく焦りに似た気持ちも感じるわけでございますが、限られた時間の中で着実に、また時間が限られているとはいえ協議すべきことはきっちりと協議をして合意を積み重ねていく必要があるのではないかと思います。

今回は、前回に引き続きまして基本的な事項の協議を行うとともに、年度が変わりましたので、新年度の事業計画や予算もご審議いただくこととなります。今日も有意義な協議が行われますよう、またたくさんのご意見をいただきますようお願いを申し上げます。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日の欠席は、三島町長の遠藤委員、長岡市住民代表の朝日委員、栃尾市議会代表の西川委員の3名でございます。したがって、協議会委員51名中48名の出席をいただいておりますので、規約第6条第3項に基づきまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の議事に係ります資料のご確認をお願い申し上げます。事前に配付したもののほかに本日差しかえたもの、追加配付したものがありますので、それぞれ必要なものがあるかご確認をください。

まず、事前の配付資料ですが、報告、それから議題の（1）から（4）までのそれぞれにとじられた資料があるかと思えます。また、あらかじめテーブルの上に本日の次第の差しかえと追加資料として報告の（2）、追加資料をお配りしてございます。既に皆様にも郵送させていただいております長岡地域任意協議会だより第3号も参考までにお配りしてございます。資料の方は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約第6条第1項の規定によりまして会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入ります。

まず、2、報告の（1）、協議会委員等の変更について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（北谷）

まず、協議会の委員で新しくかわられた方を紹介いたします。紹介されました方は、お手数ですが、

その場にてご起立をお願い申し上げます。

まず、栃尾市の山谷委員でございます。山谷委員におかれましては、4月1日付で栃尾市の総務課長にご就任されたことによるものでございます。栃尾市の場合は現在助役を置いていないため、総務課長が委員になっていただいております。協議会規約により変更となります。また、山谷委員におかれましては、新市将来構想策定小委員会の委員と幹事会の幹事にも就任いただくこととなります。

続いて、山古志村の関委員でございます。関委員におかれましては、3月17日付で山古志村の議会議長に就任されたことによるもので、協議会規約により同じく変更となります。

また、そのほかの幹事の変更がございます。幹事会は、助役と合併担当課長により構成しておりますが、4月1日付の各市町村での人事異動により合併担当課長がかわったことによるものでございます。

資料1から3にそれぞれの名簿がありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。山谷委員さん、関委員さん、これからもよろしくようお願い申し上げます。また、新しく幹事になられた方もよろしくようお願い申し上げます。

それでは、報告（2）、第2回新市将来構想策定小委員会についてでございます。これにつきまして、小委員会の委員長をお願いしております豊口委員からご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員（豊口 協）

それでは、報告の第2項、第2回新市将来構想策定小委員会の内容につきましてご報告申し上げます。

第2回の小委員会は、4月8日火曜日の午後6時半から8時半まで2時間、市役所の大会議室で行われました。全員の委員の方のご出席をいただきまして、2時間非常に細かい問題まで含めまして議論してまいりました。

お手元に追加資料として今日お配りしてございます報告のA4のとじたものがございますが、内容としましては、一つには現況調査について、これは概要でございますけども、この中の1ページから8ページまでずっと記載されております。この現況調査というのは8市町村の数字的なデータを全部比較いたしまして、一目で内容がわかるように資料を整理いたしております。

それから、2番目の住民アンケートの調査、これは事前調査でございまして、それぞれの市町村から特定の人々をピックアップいたしまして、その方々に調査内容につきましてどのようなお返事をいただけるかということで調査をした事前のデータでございます。これをベースにいたしまして次の3番目の地域アンケート調査、本調査にその内容を移行していこうということで整理をいたしております。それも中にとじ込んでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

この特に地域アンケートの調査ないしは有識者ヒアリングにつきましては、事務局の方から非常にわかりやすい整理をしていただきまして、説明をしていただきまして、委員の方々からのご質問、ご意見

もたっぷりいただきました。そういうわけで、これをベースにいたしまして、さらに事務局で次のステップに入っていこうと、こういうことになりました。

5番目に、まちづくりワークショップの開催について。これは、さらにきめの細かい8市町村の方々のご意見をいただくということで、自由にご発言をいただけるような円卓といえますか、テーブルをつくりまして、そこで何の制約もなしに長時間たっぷり時間をかけてご意見をいただいきたいと、こういうことで内容を進めております。実に変重要な、小委員会といいたしても重要な委員会でございます。私ども委員会のメンバーは非常に心して真剣に委員会の内容につきまして精査して進めておりますので、詳細につきましては事務局の方から改めてご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

事務局（竹見）

それでは、事務局の方からご説明をさせていただきます。事務局の竹見と申します。座って説明をさせていただきます。

皆様お手持ちの資料の1ページをごらんください。まず、現況調査についてということで、概要を書いてございます。1ページ目には調査の目的と活用のイメージということで、事務局の方では既存データを中心に、自然・社会環境、それから住む、学ぶ、それから働く、交流するという観点から各地域の特性を引き出すような形で現況調査を行いました。四角の中に囲ってありますのが目的ということで、1番から3番まで書いてございます。今後こういった現況調査を任意協議会、それから小委員会、それからワークショップ等に活用していただくことになると思います。それからまた、追加資料がございましたら、追加調査を行ったりして適宜また皆様方の方にご提示していきたいということで考えております。

それから、2ページ以降は調査結果の抜粋でございます。

じゃ、2ページからご説明をさせていただきます。2ページ目は位置及び範囲ということで、下の図は小国町の上空5,000メートルから長岡市方面を見たイメージです。

それから、3ページ目をごらんください。こちらは面積ということで、8市町村が合併しましたら総面積は808平方キロメートルということで、またその地域のおよそ半分以上が豊かな自然ということになります。現在合併しますと全国で6番目に大きい面積の市が誕生するということになります。

4ページ目をごらんください。こちらが人口増減と少子・高齢化ということで、このグラフの上に行けば行くほど高齢化が顕著、それから左の方に行けば少子化が顕著ということで、こういった問題も今後考えていく必要があるということでご提示させていただいています。

それから、5ページ目です。こちらが財政の歳入・歳出構造ということで、上の表が歳入の構造、それから下が歳出の構造になっております。いずれにしても、上の方は歳入構造では依存財源が、依存財源といえますのは地方交付税、国庫支出金、県支出金などの割合が高い市町村が多く見受けられてきているというようなことがうかがえます。

それから、6ページ目ですけれども、こちらは交流という観点から8市町村間の移動がどうなっているのかということで示してあります。上の表は通勤、通学の移動ということで、いずれの都市でも長岡市との行き来が最も多いということがうかがえるかと思えます。

それから、7ページ目です。こちらが8市町村の観光資源別の入り込み数ということで、各市町村でどういった資源に観光客が入っているかということを示してあります。各市町村ともその特性があらわれているということがうかがえるかと思えます。

それから、8ページ目でございますけれども、こちらの方は各地域の地域資源、いわゆるお国自慢ということで一覧表にしております。

以上、現況調査につきましては抜粋ということでご紹介いたしました。今後も現況調査につきましては、機会があるごとに調査をしていきたいと思っています。

それから、9ページ目でございますけれども、2番の住民アンケート調査、事前調査ということで、前回の協議会でご説明をさせていただきましたけれども、3月下旬に240名のお宅に実際に訪問して回収するという調査をしました。こちらの目的は地域の総意ではないんですけれども、今後本調査を行う上での課題や、それからワークショップでの議題を提供するというのを目的にしております。

10ページ目をごらんください。こちらは、今回の調査の概要ということで抜粋版を提示させていただいています。まず、地域への愛着・満足度・期待ということで、こちらに対しては地域に対する愛着が高く、今後への期待もそれなりにあると、それから世代による回答傾向差はそんなに高くなくて、若い世代の方も地域に愛着、期待を持っておられるということがうかがえます。

それから、合併に対する期待と不安ということで11ページ目に書いてございます。こちらは、期待するものは、組織の効率化などで行政経費を削減する、それから斬新なまちづくりや行政サービスを実施するというので、合併に対して期待をされている傾向が強かったということです。

それから、逆に不安ですけども、不安については下の表ですが、住民の声が行政に届きにくくなる、それから中心部だけが栄えて周辺部が寂れてしまうというふうな形で不安を持っておられる傾向があったということがうかがえます。

それから、12ページをごらんください。こちらの市町村合併に対する前提的認識ということで、こちらのグラフにございますように、市町村規模あるいは雇用、住環境に対する設問には半数以上の方がどちらとも言えないというような回答がございまして、ニュートラルなポジションであるということがうかがえます。

それから、地域像現状認識とありたい姿の対比ということで13ページに例示をあらわしております。今後も本調査に当たりましては、こういったマトリックス分析とか、今までご紹介した円グラフとか棒グラフ等で、こういった形で最終的にはまとめていきたいと考えております。

それでは、14ページをごらんください。こちらの地域アンケート、いわゆる本調査の概要です。調査の目的は、今度は地域の総意としての一般住民の皆様方の意向を把握すること、それからそういったデ

ータを将来構想素案の作成時の裏づけデータとしての活用を図っていくこと、それから合併協議の、いわゆる宣伝ですね、そういった広報手段としての効果を考慮していきたいということです。

(3)番に対象者、サンプル数の表が書いてございます。全体で7,000名の方々に発送するという事になっております。

(4)が実施時期のスケジュールということで、来週の水曜日16日ごろに各市町村から発送していただいて、記入は4月いっぱいごろまでめどに記入をしていただいてご投函していただくというような形で考えております。

それから、4番の有識者ヒアリングですけど、15ページをごらんください。こちらにつきましても、先ほど委員長からご説明がありましたように、今月いっぱいごろをめどに実施したいと思っています。

(4)に書いてございますように、対象選定の考え方としましては、地域活動等に携わっておられる各地域のオピニオンリーダーということで、人数は10名程度としたいと思っています。各市町村から最低1名はヒアリングをしたいということです。

それから、16ページをごらんください。こちらまちづくりワークショップの開催についてということで、既にスケジュールの方も第1回目は4月17日19時から長岡市役所で開催が決まっております。あと、5月ですね、予備開催も考えながら進めていきたいと考えております。

(2)がワークショップ参加予定者ということで、3月に約1カ月間公募をさせていただきましたけれども、公募者数18名、それから各市町村から推薦していただいている32名、合わせて50名の方でワークショップを開催していく形で進めていきたいと思っています。

それから、(3)がワークショップの公開等についてということで、ワークショップの傍聴につきましては、一般参加される住民の方々が自由な意見交換、それから検討を行っていただくことで、一般の傍聴は原則として行わないように考えています。ただ、各市町村の広報担当の方への対応として各市町村1名の入室を可能とさせていただきます。

それから、取材等につきましては、マスコミ等の方々に対しましては、ワークショップの協議、作業の支障にならないように時間を限定して撮影等をしていただくという形で考えています。あと、それから参加者へのインタビューにつきましても、ワークショップ終了後そのメンバーの方々の了承を得た上で対応させていただきたいということで考えております。

以上、簡単でございますけれども、事務局からの説明を終わります。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問はございますでしょうか。ございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

質問がなければ次に移りたいと思います。(3)の電算化状況調査実施状況についてでございますが、

事務局から説明をお願いします。

情報分科会（金子）

情報分科会長を行っております長岡市情報政策課長の金子と申します。座って説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

資料の5ページでございますけれども、電算化状況調査実施状況とタイトルがございますが、今回は約2年という短い中で合併のシステムの統合を円滑に行うと、そのためにはどのような問題があるかと、あるいは現状はどうかと、そういうものを探るために、2番にございますように日本電気株式会社長岡支店、こちらの方から3月31日までの間で調査を実施していただきました。

調査の方法といたしましては、調査シートによる記入、それから時間がない中ではございましたが、市町村に出向いてのヒアリング、そういったものを行いまして、問題点の抽出から、3にございますような新市の電算システム統合に対する方針案、こういったものを出していただいております。そのような中から、4番にございますように、どのような課題があるかということでございますが、まず電算システムの統合という面から考えますと構成市町村の数が8と非常に多いと、さらに電算システムを開発している業者が5業者ということで、これも数が多いということになっております。そのようなことから、電算化の範囲、それから処理形態、運用方式が相当異なっているということで、複雑な形態となっております。そのようなことから、個々の業務についても幾つも相当数の課題を挙げていただいておりますが、例えばここにございますように自治体によって電算化されていない業務があるとか、それぞれ過年度賦課更正の取り扱いが違ふとか、こういったような課題を列挙する形で出していただいております。

次に、6ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、そのような課題を受けまして、電算システムを統合するにはどのような方式がいいかということを検討をいたしました。方式といたしましては、方式1にございますように既存の現行システムへの統合、これは長岡市が一番データ数が多いでございますので、統合する場合には長岡市のシステムへ統合というような形でどうだろうかということで、その情報系につきましても、そこにございますように住民記録、税情報というような住民サービスに直結しているデータを扱う基幹系の情報と私どもが内部事務処理を行います財務会計、人事給与、こういったような二つの情報系に分けて検討を行いました。

方式2としましては、新規システムへすべて切りかえる、それから3番目としまして新規システムへの切りかえと現在持っているシステム、それを併用していると、こういう三つの案で検討いたしました結果、安全性、確実性、費用、それから電子市役所対応といったような将来性を考慮した結果、方式3ということで既存のシステムを使う、あるいはそこで対応できないのは新規システムを導入すると、こういうものが望ましいという結果を得ております。ただし、この場合につきましても、非常に約2年間弱という中での開発になりますので、私どもではパッケージと呼んでおりますが、全国的に自治体で標準的に使用されているシステムを導入しまして、処理形態をそちらに合わせ、できるだけ改造を行わな

いでやっていくと、そういうことが必要だという指摘を受けております。

それから、6番目でございますが、そのようなシステムを構築するに当たっての留意点ということでございますけども、面積が800平方キロと非常に大きいと、そういった中で支所、出張所、そういったものでサービスを提供していく、そうするとネットワークを十分考慮しなきゃいけない、あるいは3番目でございますように30万人のデータを処理する、あるいは資産税でいきまして110万筆、こういったものを確実に処理しなければいけない、あとは当然でございますが、合併によるサービス向上、こういったものを十分考慮してシステム構築をする必要があるということになっております。

あと、7ページ、8ページにこういったようなものを受けてのスケジュール案というものを出示してございますけれども、調査の中で17年1月から3月に合併するとした場合というような想定のもとにやりますと、5月ころには開発業者を決定いたしまして開発をしていかないと間に合わない、こういうようなことでございますので、この点につきましては長岡市の方の予算によりまして先行的に着手をさせていただくということで考えておりますが、でき上がるシステムにつきましては当然全員で使うわけでございますので、選定等に当たりましては情報分科会等の中で十分議論をして行っていきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、次に報告（4）の地域自主組織について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。事務局の高橋でございます。恐縮ですが、座って説明をいたします。

地域自主組織につきましては、今日お配りしました次第、差しかえをさせていただいたものですが、2番の報告の（4）が地域自主組織についてになります。特に追加資料としては配付してございませんので、口頭で説明をさせていただきます。

前回の協議会におきまして、新しい地域自治のあり方についてご意見をいただいております。また、提言実践首長会からの新たな自治体形成の構想も出てきているという状況でございます。そこで、本日はこれらに関係しまして国がどのような動きを考えているかご報告をさせていただくものでございます。

国の総務省の動きになりますが、総務省は合併後の基礎的自治体内部のあり方について地方制度調査会の専門小委員会に検討を現在指示しておりまして、検討が進められております。その内容としましては、合併前の旧市町村単位で地域自治組織の設置を認め、地域共同体的事務や住民票交付などの基礎的自治体の事務の一部を行えるようにし、これによって住民自治を保障するというような基本的な考え方

を持っております。少し具体的な話になりますが、この地域自治組織は自由に参加、離脱できるいわゆる町内会などという組織とは異なって、住民が必ず構成員となる公共的組織というような考え方をベースに置いております。ただ、そういった組織に法人格を持たせるのか法人格を持たせないのか、そういった議論、さらには財源的に課税権や地方債の発行権限を持たせるのかどうか、それらについて検討が進められております。さらに、財源の関係で申しますと、例えば窓口業務などの代行をするため、基礎的自治体から財源をもらうような形も検討されております。これらの検討の結果が中間報告というような形で恐らくは今月の終わりか5月の中旬には出るだろうと考えております。したがって、国の中間報告の内容を見ながら次の協議会において新しい地域自治のあり方について協議をしてはどうかと考えております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

ただいまの報告にございましたように、国の方で一定の方向性を示す報告が4月末か5月に出るようでございますので、次回にそれを説明していただいてまた議論をしたいというふうに思います。

それでは、以上で報告事項につきましては終了させていただきます。報告事項全般につきまして何かご質問、ご意見ございましたらばお伺いいたしますが、よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

特にご質問等もないようでございますので、議題の方に入りたいと思います。

それでは、議題1にございます「合併に関する基本事項」についてでございます。前回協議会では基本4項目を協議いただいたわけでございますが、今日は合併特例法の期限までに合併することで特例が認められる項目について協議をいただくこととなります。

協議する項目が7項目ございますが、それぞれ項目ごとに資料の説明を聞き、協議していきたいと思っております。

それでは、早速議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議したいと思います。

まず、資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。

4ページをお開きください。お手元にお配りしてあります資料の議題（1）、「合併に関する基本的な事項」についてという形でまとまっているもので説明をいたします。その4ページをお開きください。

左方に資料1と書いてありまして、議員特例の図式（フロー図）と書いてあるものでございます。合併特例法で認められております特例によりまして議員さんの特例がさまざまあるわけですが、細かい内容については先般の協議会で既に説明してあります。本日は議論していただくために改めて簡単に説明をさせていただきます。

まず、合併の方式としまして新設合併、編入合併がございまして、それぞれ原則、在任特例、定数特例がございまして。新設合併において原則は46名の議員数でいくと、それから在任特例としましては2年以内ですべての議員、159人ということになります。在任します、定数特例につきましては法定定数46名の2倍、92名で議会運営をしていくと、これが新設合併のケースでございます。

編入合併につきましては、原則は新設合併と同様でございます。それから、在任特例としましては、編入先の議員さんの残任期間について159名全員が在任するという考え方でございます。それから、定数特例につきましては、これも期間については編入先の残任期間ということになります。議員数としましては51名で議会運営を行っていくというような形になります。

下の方の表でございますが、これは仮に長岡市に編入合併した場合の特例の定数、それからそれぞれの市町村ごとにどのような人数の割合になるかを示したものでございます。

続いて、資料2、5ページでございます。これは、県内の合併協議会においてどのような形で議員の特例が議論されているか、決定されているかということを表にあらわしたものでございます。例えば一番上でございますが、北蒲原郡の南部郷の合併協議会のケースでございます。ここは新設合併を想定しておりますが、構成市町村としましては四つの町村が入っております。合併期日は平成16年の4月1日を考えてありまして、現時点での合計の議員数は74人ということになります。この方たちをどういう形で特例を使っていくかということになるわけですが、平成16年の10月31日までという限定をしまして、したがって7カ月間ということになります。在任特例を使うというような考え方でまとめられております。

それから、左方に合併方式、新設、編入とありますが、編入のところでは真ん中辺に新潟地域合併問題協議会というのがございます。これは新潟地域の例でございますが、新潟地域では12の市町村で今合併の協議が行われております。この資料を整理した時点で12ということで整理しておりますが、現在は岩室村がまた入って違う形になっているかと思っております。この時点では合併期日が平成17年の3月末まで、この時点での合計議員数は276名です。ここでは定数特例を使うというふうな考え方で議論がされたようです。この場合で定数特例を使いますと77人というふうな議員数になると思っております。このように新設合併、編入合併、定数特例を使うケース、在任特例を使うケース、それぞれの協議会によってさまざまな形になっているという実態でございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは、この議員の定数と任期の特例をどうするかについて皆さんからご意見をいただきたいと思うのですが、その前にこの協議会の構成 8 市町村の議会で合併に関する連絡会を設置されていると聞いております。連絡会の座長である長岡市の矢野議長さんから経過をご説明いただければと思います。

委員（矢野一夫）

ご紹介賜りました長岡市の矢野であります。今お話しのように 8 市町村議会で連絡会をつくっているわけではありますが、私が座長ということになっておるわけでありますので、これまでの経過をご説明申し上げたいと思っております。

昨年の 8 月であるわけではありますが、8 市町村の議長さんから集まっていたきまして、いわゆる合併の取り組み、これについて協議をしたわけではありますが、これから合併の取り組みをしていく場合については八つの市町村議会がともに勉強しながら、研究しながら情報を交換していかなければなかなかこの合併についての取り組みは難しいという各議長さんの合意点を見つけてまして、即この 8 市町村議会での合併に向けての連絡会を立ち上げたわけであります。

この構成につきましては、各議会の正副議長さん、そしてまた合併への取り組みをされている委員会等があるわけではありますが、この委員会の正副委員長さん、合わせて 32 名の構成で連絡会を立ち上げたわけであります。もちろんこの開催については、おおよそ一月に 1 回程度の開催をしまして、これまで各議会ですんなり問題があるわけではありますが、その調査研究したものを情報として交換しようということでも過去 5 回程度開催をしておるわけであります。

この中で、議論たくさんあったわけではありますが、今ご提案の議員のいわゆる定数、任期、これについても連絡会で協議をしましてまいりました。各議会ともそれぞれご事情がありますので、なかなかこの議員定数、任期については今のところ合意点は見つけていないわけではありますが、何せこの議論についてはまだまだ細やかに協議をしておらんもんでありますので、今までの 5 回のうちに 1 回だけやったということで今合意点が見えておりません。しかしながら、この問題については重要な案件だけに、この連絡会や各議会でご議論いただき、そして調整をしなければならんと、こんなふうにも思っているわけでありますが、今説明のようにこの議員の問題については合併の方式が決まらなかつたなかなか細やかに研究するのは難しいわけではありますが、この任意協議会において、この合併の方式については時間をかけてというふうな状況に相なっているわけであります。しかしながら、我々議会としましては方式が決まらなくともこの問題をお互いに議論しないというわけにまいらんわけでありますので、合併の方式が決まるまでの間ひとつ各議会でご議論し、編入の場合はどうするか、そしてまた新設の場合はどうするか、いろいろケースがあるわけではありますが、両面にわたって協議、検討していこうと、このように思っているところであります。ご案内のように、こういった議員については、各議会、市町村のご事情があるわけでありますので、その辺十分議論しながら合意点を見つけなければならんと、こんなふうにも思っているところでございます。

ご案内のように、この任意協議会の目途が 7 月と、こう言われているわけでありますので、やはりそ

の時点までに何とか合意点が見出せればありがたいと、こう思っているわけでありますが、今ほど申しますように、今のところはまだ合意点が見えておりません。願うところはやはりこの合併の方式をある時点で決めていただければ、議会の方もこれに対しての考えをきちんと示されるわけでありますが、今申しますように合併の方式が時間をかけてと、こういうふうな任意協議会の内容だけに我々も苦しんでいるところでありますが、できることなら合併の方式が速やかに決められれば一番ありがたいと、このことを望んでいるわけであります。そしてまた、この連絡会につきましても一応協議会ができるまでというふうにしておりますけれども、この期間については必要に応じて連絡会の期間を延ばすわけでありますので、でき得れば合併するまでこの連絡会を継続的に情報交換の場所として機能したいと、こんなふうに思っております。

今までの状況については以上であります。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

議長（森 民夫）

ありがとうございます。また、各市町村の議会におかれましても合併に関しての特別委員会等を設置されているようでございます。この際、議会としての結論ということだけでなく結構でございますので、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて差し支えない範囲でお話しいただければと思いますが、どなたか各議会の状況につきましてご発言いただければと思いますが。結論は当然出ていないと思いますので、議会としての結論ということだけでなく結構でございます。いかがでしょうか。栃尾の議長さん、いかがでございましょうか。

委員（鈴木正一）

栃尾の鈴木でございます。

私たちのところは調査研究委員会というものがありますけども、まだ正式な研究会じゃありません。任意でやっております、その中で全員でその話を、議員の自分の身分ですから、余り本当は正直なことは言えないのが本当の正直なところでもありますけども、私が1番に言えというんで、あれですけども、栃尾市の場合は今議員の定数20人ですけども、定数の問題につきましてはやっぱり私たちのところも地域が広いもんで、いろいろの谷々がありまして、そのところから出ている議員さんが多いわけです。それで、もし合併になった場合、例えば今定数特例で栃尾市から4人ということになると、隅々まで住民の意見とか何かが聞けないようになります。それで、欲を言うわけではないんですけども、できれば合併後は在任特例でスタートの一、二年は在任でやっぱり皆さんの意見を集約して長岡にぶつけてほしいということで、大方です。全員じゃないんですけども、大方の議員の方は市民のいろいろな方のお話を聞きながら協議した結果、2年間は在任でいきたいという、そういう結論でございます。在任特例を使うと159人ですか、予算的には物すごくお金がかかるもんで、市民感情といたしますか、合併に対する目的に反するんじゃないかというご意見も伺いましたけども、栃尾市の立場といたしましては、やっぱり住民の意識を考えれば在任でいってもらいたいと、その先はまた定数でも普通の30万市の法定で決まっている46人でもいいんじゃないかということです。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。まだ議会としてはまとまっていないけれども、在任という声があるというご意見だと思いますが、それとまた違ったご意見が出ているような市町村ございましたらどうぞ。

山古志さん、先に。

委員（高野哲四）

山古志ですけども、新設か編入かということで大分形が変わるわけではありますが、私ども議会では新設ということをお願いしたわけではありますが、住民の立場を考え、公平を軸とするがゆえに新設合併を望んだわけがあります。

また、議員定数、任期についてであります。新設の場合は定数特例を主張しようじゃないかなと、こんな意見が出ておるところでございます。また、身分にかかわる問題でありますので、小委員会を設置いたしまして、その中で十分ひとつ審議をしていただくと、こういうことが適当ではないかなと、こういうような意見の、ある意味で皆さんの合意をいただいておりますが、大きな問題でありますので、皆さんのご意見等を十分に聞かせていただきたい、こんな考え方を持っておるわけですが、山古志村は小さな村であります。熱心にこの問題に取り組んでおる、その辺をご理解いただいとひとつよろしくお願ひしたいと、こう思うわけあります。

以上であります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

はい。

委員（石坂敏雄）

越路町の石坂でございますが、この定数につきましては、私ども多数の議員が編入やむなしという考えから、この定数は定数特例51人が適当ではないかという考えでございます。その中身的には、やはり合併についてはお互いが痛みを伴わなければならない、議員もそういうことでやっぱり取り組むべきではなからうかというような考えでございますし、任期につきましては、先ほども説明がございましたように、合併時に長岡市を除く各市町村ごとの選挙によりそれぞれその定数を選出していくと。その方につきましては、平成19年の3月ですか、この一般選挙については別に現在の段階では議論されてございません。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。ほかに各議会の状況いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

委員（野田幹男）

小国町であります。

小国町は、昨日午前9時から12時までがっちり3時間議員の身分について特別委員会を開きました。今まではどちらかというところの意見があったもんですから、なかなかそこまで踏み込めなかったわけですが、昨日3時間の中でそれぞれ個人の議員の意見を聞きました。しかし、基本的には新市の将来構想、基本構想なるものがきちっと出てこない、自分たちの身分について検討するのはいささかいかげんなもんだと、こういう議論もございました。それで、ざっくばらんな話の中では在任特例あり、定数特例ありということでありまして、また一つ近々中に諸般の情勢を加味しながらさらに特別委員会を開いて、継続でこの問題に対処しようと、こういう結論になりました。

以上であります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員（八木庄英）

見附市でございます。

うちもまだ合併の方式が決まっておられないもんですが、先般いろいろ協議した中で、これは全体委員会じゃございませんけれども、新設合併の在任特例をお願いしたいということをお聞きしながら、今後全体会議でもって新設か、あるいは編入かの方式が決まり次第また考えていきたいと思っておるところでございますが、現在のところ新設合併の在任特例を希望する人が多いということでございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

三島町さんどうぞ。

委員（野島六司）

三島町の野島でございます。

三島町といたしましては、この前の3月のときに私は申し上げたわけですが、結論から言いますと編入合併がよろしいだろうと、こういうことでございます。三島町の特別調査委員会でいろいろ何回か協議をいたしたわけですが、そういった協議の中で、決定ではありませんが、大多数の方が編入の方がよろしいという結論に現在なっているところでございます。その理由といたしましても、在任特例の161名ということは非常に多過ぎるのではないかと、日本一の議会になるというふうな思われ方でございます。合併の意義からいたしましても、住民の感情からいたしましても、これはちょっと住民も納得しないのではないかと、思われるわけでございます。行革の面から考えましても、編入の定数特例の場合は節減額が約4億円というようなことが出てくるわけでございます。そういうような

ことから、何としても編入合併の方が三島町としてはいいだろうと、こういう結論であるわけでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

中之島町さん、ひとつお願いいたします。

委員（今泉 實）

中之島の特別委員会あるいはまた議会の全員協議会等でこの問題に触れまして何回も協議をしているわけですが、先般の3月の会合の際には、14日でありましたけれども、その際において、合併の方式等について全く任意協議会では方向づけがまだ出ていないわけでありますけれども、私どもの方では雰囲気といたしましてやはり編入の方がいいんじゃないかという雰囲気になっております。もちろん議員の皆さんではまた特別な意見を持っておられる方もございますので、必ずしもそうでないという面もありますが、これは統一したような場面がないわけであります。したがって、この議員の定数とか任期の扱い等についてもお話し合いをしたんでありますが、やはり合併という大きな前提の中で、しかも時代は変革を求めるといような、また分権時代に突入しているといような見地から、在任特例は余りにも自分の身分を保身するよな方向になるんじゃないかといようなことから、大方の方は定数特例の方が望ましいんじゃないかと。ただ、これについては、ほかの市町村もありますが、やがて選挙がありますので、結論とか、その方向性といものを強く求めるという段階ではなかったわけでありますので、そんなことをご理解を賜りたいなと、こう思うわけでございます。

議長（森 民夫）

わかりました。

それぞれでまだ結論は出ていないようでございますが、いろんなご意見があるようで、なかなかまとめるのは難しいという印象でございますが、各議員さんからの議会の状況は以上でございますので、この議員特例につきまして、ほかの委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方どうぞ。

委員（伴内勝栄）

見附市の伴内勝栄でございますけれども、見附市の意向としては先ほど八木特別委員長からお話があったとおりでございますけれども、流動的で、皆さん方の声を聞きながらということも考えておるところでございますけれども、今お聞きをしておりますと在任特例、定数特例ということがあって、頭に編入なのか新設なのかということがついておって在任特例、定数特例ということになるとわかりやすいんですけども、それが頭についておらないで在任特例、定数特例が先に言われておるとどっちの合併をどうなるのかということが私どもよくわかりかねますので、この次の機会からはその辺ちょっとわかりやすくお話をさせていただくとありがたいと、こんなふうを考えております。

以上です。

議長（森 民夫）

新設、編入の問題がまだ基本的に合意をしておりませんので、議論難しいところがあるんですが、基本的にはやはり特例を使うか使わないかといったようなことにつきましてご意見があればぜひ伺いたいと思いますが、ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（関 正史）

山古志の関でございます。

山古志村の議会の意見としては先ほど高野特別委員長さんが言われたとおりでございますけども、今ほども出ました合併の方式ですね、それをきちっと決めるべきだという意見が山古志村の議会では大多数といたしますか、それをやっぱり最初にやるべきではないかと。山古志村の先ほどの意見もその方式が決まっていなとなればという中で新設の定数特例を最大限使いたいという意見ですけども、その前提となる合併方式をやはり速やかにきっちり決めた中で今後の審議もやるべきではないかというふうに思うわけです。審議内容も編入の形で資料は整っているのかなというふうな思いもあるわけですけども、その辺をやっぱりきっちり決めるべきだというふうに意見申し上げたいわけですけども、よろしく願いします。

議長（森 民夫）

いずれにしても今日決めるわけにはいきませんので、ご趣旨はよくわかりますが、その新設、編入の問題はありますけれども、この特例というのはいろいろそれぞれの議員の身分にかかわることではありますが、それぞれの地域の意見あるいは少数の意見をどうするかということも含めての面もありますので、新設、編入決めるべきだということは、これは当然のこととして次回以降きちんと議論していかなければいけないという前提に立って、定数特例なり在任特例なり議員特例を設けることの是非等につきましてご意見があれば伺いたいと思いますが、ございませんでしょうか。

はい。

委員（大地正幸）

長岡市の合併調査研究委員長の大地ですけれども、長岡市の方で今までに一応私どもで取りまとめした意見を述べさせていただきます。

私どもでは今まで毎月1回で11回研究委員会を行いました。その中で、議員の身分にかかわるこの件につきましては、私どもが先駆的にご意見を申し上げるということは、やはりほかの他市町村の皆様方に対して配慮が足りない過ぎるのではないかというような考えも多く出されまして、他市町村の皆様方のこの合併に対する方式、それから議員の身分についてをまずお聞きした上で我々の考え方をまとめていってもいいのではないかと、こういうことになりまして、それで最終的にはやはり編入の場合に特例を適用しますと長岡市の議員が全員在任するという形でありますので、不公平感を免れないというふうな

感じもありまして、それで長岡市の議会としてはほかの市町村の皆さん方の考え方に従うけれども、最終的に皆様方がその方向を選ばれるならば、全員の在任特例ということもあっていいのではないのかなという意見でまとまりましたので、ご報告申し上げておきます。

以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございます。新設、編入の問題もありますので、本日ここですぐに結論は無理と思いますが、皆さんのご意見を伺っておりますと何らかの特例を経過措置として設けるとのご意見が多かったように思います。

ほかに何か今の点についてご意見があれば伺います。

委員（小林民雄）

越路町の小林でございます。

一住民といたしましては、やはり合併で経費を節減して効率的な行政を行っていただきたいという思いがございますので、定数特例でもってやっていただきたいなと思っております。

それで、アンケートということで、可能かどうかわかりませんが、住民の意見をまたアンケートでとるようなことはできるのかどうか、ちょっとまた検討をお願いいたしたいと思っております。

議長（森 民夫）

今のご質問何か事務局ございますか。議員の定数特例について特にアンケートは予定していないということですかね。

事務局（高橋）

はい。現時点では個別の項目についてだけのアンケートは考えておりません。

議長（森 民夫）

ですから、またそれぞれの市町村でもいろいろ住民のご意見を伺ったりしながら、各市町村でも今後意見の集約の努力をしていただくことになろうかと思っております。

ほかにございませんでしょうか。この問題はすぐに結論は無理でございますので、各市町村で今後も住民のご意見をよく市町村ごとに伺うこと、また構成 8 市町村議会でも連絡会を設けておりますので、そこでのご意見集約も図りながら次回以降新設、編入かの議論と絡めて協議会で話し合ってもらいたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、次に「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について協議をしたいと思っております。資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、7 ページになりますが、最初に資料 1 について農業委員会特例の簡単な説明と、それぞれ

の地域の農業委員会でどのような議論がされているか、全体での話を分科会長の方からいたします。

農業委員会分科会（布川）

農業委員会分科会の長岡市農業委員会の布川でございます。よろしく申し上げます。説明は座らせてさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

農業委員会の協議項目でございます農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、資料1、7ページでございますけれども、農業委員会特例の体系図により説明させていただきます。左方に「農業委員会の数は」とありますが、これは合併後の農業委員会を幾つ設置するのかを言っております。農業委員会の設置数は、原則は1市町村1農業委員会ですが、市町村の面積が2万4,000ヘクタールを超えたり、農地面積が7,000ヘクタールを超える大きな市町村については、二つ以上の農業委員会を置くことができることになっております。ちなみに、8市町村が合併した場合、二つ以上の農業委員会を置くことができます。二つ以上の農業委員会を置くとした場合、従前の区域と異なった区域を設定し農業委員会を設置する場合と従前の区域ごとに設置する場合のどちらかを選ぶこととなります。

そして、次に定数と任期についてでありますけれども、これについても原則法と在任特例法のどちらかを選択することとなります。原則法では、市町村が合併した場合、その合併が新設であっても、また編入によるものであっても合併により廃止された市町村の農業委員はその身分を失うこととなり、とりわけ新設合併の場合、従前の関係市町村の農業委員は全員がその身分を失うこととなります。そして、合併後新たに条例で定める定数で選挙を実施することとなります。しかし、その間農業委員会が空白となり、農業委員会業務が執行できなくなります。それを救うために、在任特例法で新設合併の場合、合併後1年を超えない期間協議により10人から80人の範囲で農業委員を存続させることができるというふうにしております。また、編入合併の場合、編入された市町村の農業委員は失職し、編入した農業委員会だけとなるため、在任特例法で編入した市町村の委員はそのまま残任期間在任し、編入された市町村の委員は協議により40人の範囲で編入した市町村の農業委員の残任期間在任することができます。

次に、従前の区域と異なる区域に農業委員会を置く場合であります。新設合併、編入合併ともに一つの農業委員会の新設合併の規定を適用することとなり、先ほど説明したとおりでございます。

最後に、一番下の特例であります。これは従前の委員会をそのまま残し、その後も存続することができるという特例でございます。

このように幾つかある合併選択肢のうち新しい市における農業委員会の設置をどのような形にすべきか、それぞれの農業委員会では検討しているところですが、現時点で合併方式が決まっていないこと、また定数については市の区域が広くなり、委員定数が減ることは、1人の農業委員が担当する地域も相当広域化し、農業者一人一人とのきめ細かな接触が難しく、農業者や集落の意見を行政に反映しにくくなり、さらに農地の現状がつかみにくく、売買等権利移転許可の適正な執行が難しくなるなど、従来のような地域に密着した取り組みが困難になることなどが問題とされております。そのため、合併後どのような農業委員会にすべきかについて引き続き検討を重ねていくことになっております。また、この4

月14日には8市町村の農業委員会の会長が合併について懇談会を開催する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

事務局（高橋）

続きまして、次のページ、8ページでございますが、資料2、県内の合併協議会における農業委員特例の採用状況について説明をいたします。

今ほど説明がありましたとおり、まず農業委員会を一つにまとめるのか、複数置くのかというようなことがございます。例えば北蒲原郡の南部郷合併協議会、一番上でございますが、ここは一つの農業委員会を採用すると、それからその次の次、北魚沼の6か町村合併協議会、ここでは従前の区域ごとに六つの農業委員会を置くというようなお考えのようです。

それから、委員さんの身分関係につきましては、いずれの協議会におきましても在任の特例を使うというケースが現時点では多いというような状況がうかがえます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。農業委員会について今説明ございましたけれども、何かご意見ございますでしょうか。今のお話ですと、まだ農業委員会の会長さんも先ほどの議会とは違って実質的に余り協議に入っていないようでございますので、なかなかご意見も出にくいかと思いますが、何かございますか。各農業委員会の会長さんが集まっているいろいろ今後議論もするようでございますので、これにつきましてはそうした議論の経過を見ながら次回以降で協議をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、次に「地方税の取扱い」について協議をしたいと思えます。

まず、資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（高橋）

9ページをお開きください。A3の横長で折り込んである資料でございます。タイトルが、「地方税の取扱い」と書いてあるものでございます。これは、8市町村の税の制度を比較しますと、個人市町村民税、法人市町村民税、都市計画税、この3点に相違点が見られます。これらを簡単に総括的にまとめたものがこの表でございます。それぞれ個人市町村民税から順に詳細について分科会の方から説明をいたします。

税務・収納分科会（関）

税務・収納分科会の長岡市の関といいます。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座ったままで説明をさせていただきます。

ただいま事務局の方から説明がありましたが、地方税の取扱いについて調整が必要な事項はこの3点

でございます。内容につきましては、次ページ以降の調整方針案の詳細で説明をさせていただきます。

10ページをごらんいただきたいと思います。1点目は、個人市町村民税の均等割の税率と非課税基準であります。個人市町村民税につきましては、均等割、所得割ともに8市町村すべてが地方税法で定められています標準税率を採用していますが、均等割につきましては市町村の人口規模により標準税率が異なるため調整が必要なものです。税率につきましては、長岡市が2,500円、他の市町村が2,000円となっております。

次に、非課税基準ですが、これは地方税法で定められている一定額以下の所得の方については均等割を課することができないとされているものですが、これにつきましては生活保護法の規定による級地区分に応じて基準額が異なるため調整が必要なものです。基準額につきましては、長岡市が31万5,000円、他の市町村が28万円となっております。

調整方針案でございますが、合併後に統一することとし、新市の人口規模による地方税法の標準税率、非課税基準とするというものであります。新市の税率は2,500円、非課税基準は31万5,000円となります。ただし、長岡市以外の市町村につきましては合併特例法の規定を適用し、5年間で限度として不均一課税を行うこととし、現在調整が行われています各種行政サービスとの整合性が図られた段階で統一をするというものであります。

2点目は、法人市町村民税の法人税割であります。11ページをごらんいただきたいと思います。法人市町村民税につきましては、均等割は8市町村すべてが地方税法で定められている標準税率を採用していますが、法人税割につきましては3町村が標準税率の12.3%を採用し、5市町が制限税率の14.7%を採用しているため、調整が必要なものです。調整方針案といたしましては、合併後統一することとし、税率につきましては5市町の例により制限税率の14.7%を採用するというものです。ただし、標準税率を採用している3町村につきましては合併特例法の規定を適用し、5年間で限度として不均一課税を行うこととし、現在調整が行われています法人に対する行政サービスとの整合性が図られた段階で統合するというものであります。

3点目は、都市計画税の課税の取扱いであります。12ページをごらんいただきたいと思います。都市計画区域を有しまして、市街化区域の線引きがされている5市町のうち中之島町では課税がされておりませんので、調整が必要なものです。調整方針案といたしましては、合併後統一することとし、現在課税をしている市町と同様に課税をするというものであります。税率につきましては、合併特例法の規定を適用し、5年間で限度として不均一課税を行うこととしていますが、合併後の都市計画事業等の実施状況等により実態に応じて見直しをするというものであります。

調整が必要な事項につきましては、以上の3点であります。なお、このほかの税目及び収納関係につきましては、若干の相違点はありますが、大きな違いはないものであります。

以上で説明を終わります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。基本的には最大5年間を限度として不均一課税というような分科会の案が出ましたが、ご意見ございますでしょうか、地方税の取扱いにつきまして。基本的な事項でございますので、どなたかご意見ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、基本的には原案どおりで進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。

それでは、次に「一般職の職員の身分の取扱い」について協議をしたいと思います。

まず、資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、13ページをお開きください。 、一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。調整方針案でございますが、8市町村の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の任免、給与その他の身分の具体的な取扱いについては、合併までに引き続き分科会等において協議していくものとする。これが現在の考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページをお開きください。今ほど身分を引き継ぐという案を出させていただいたわけですが、市町村合併の特例に関する法律に規定がございまして、その中で職員の身分の取扱いを定めております。第9条でございます。合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとあります。これに基づいて先ほど説明した案をご説明したものでございます。

2でございますが、合併市町村は職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとなっております。身分関係につきましては、かなり複雑な部分もございまして、引き続き分科会で協議を進めたいと、こういう考え方でございます。

下の方の表でございますが、では既に合併したところはどういうような取り扱いをしているのかということでございます。新潟市、潮来市、大船渡市の例でございます。いずれも職員はすべて引き継ぐという形で実施されております。それから、身分取扱いにつきましてはいずれも公正に取り扱うという考え方の中で整理をされております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。職員の問題でございますが、特にご意見ございませんでしょうか。人件費の節減にもかかわる問題でございますが、これは、基本的な事項の協議でございますから、身分

の引き継ぎということが一般的だとは思いますが、長期的にどうするかというのは協議事項ではないと思うんですが、長期的にはやはり人口規模にふさわしい職員数にスリム化していくという前提があるのかなというふうに議長としては思いますが、その辺についてご意見ございますでしょうか。いや、もうすぐにもスリム化すべきだというご意見もあるかもしれませんし。協議事項ではないわけだね、長期の方針というのは。どうなるの。5年、10年かけて職員を減らす努力をするということは協議事項ではない。要するに身分の引き継ぎとしか今説明がなかったわけだが。だから、将来減らすというのは何か合併の協議事項に入るの、入らないの。

事務局（高橋）

協議事項には入りません。ただ、当然のことながらこの後合併後ある程度の期間の計画をつくっていくわけですので、その時点では当然今のようなお話が出てくると思っていますし、出てこなくても当然現在そういうことは減らすべきだということは考えております。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（村上雅紀）

意見じゃなくてちょっと質問なんですけども、当然職員の身分は引き継ぐものがよろしいかと思えますけど、仮に30万人になったときに一般的な職員の数というのは、現在この職員の数を足したときと具体的な人数というのはデータであるんでしょうか。一般的な感じでよろしいです。

議長（森 民夫）

一般的なことで事務局から説明をお願いします。

組織・給与分科会（野口）

ただいまのご質問ですが、一般的に職員数を比較する場合に類似団体という考えがございまして、その類似団体の平均をしますと1,972人という職員数が出ております。これに対して平成13年の4月1日の数字ですが、現在8市町村の職員数は2,347人という数字で対比しております。したがいまして、その差は375人となります。

以上です。

議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。何かこの点につきましてご意見ございませんでしょうか。協議事項としてはとりあえずは身分を引き継ぐということでございますが、長期の計画としてはまたいずれこの場でご議論いただく場面もあろうかと思しますので、とりあえず今日の協議事項としては原案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

じゃ、次に「地域審議会の取扱い」について協議をしたいと思います。

まず、資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、16ページをお開きください。資料1、合併特例法による地域審議会の位置づけでございます。この資料につきましては、第2回目の協議会で説明した資料と同じ資料でございますので、簡単に説明をさせていただきます。特例法でこのような位置づけをしているということでございます。

合併をすると行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって住民の意見が合併市町村の施策に反映できにくくなるという意見がありました。そのことから地域審議会を設置するというふうな制度が設けられました。

旧市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対し意見を述べるができる合併市町村の附属機関というような位置づけになります。具体的には、じゃどういような役割になるかということが下の四角で囲ってあるところの右側、二重丸で役割と書いてあるところがございますが、ここで整理をしております。それぞれの区域に係る事務に関して長の諮問に応じて審議をするということ、内容につきましては市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行等、これらについて審議をするということになります。さらに、長の必要と認める事項について意見を述べることになるわけですが、例えば公共施設の設置、管理運営、福祉、廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定実施等について意見を述べるという考え方でございます。

続きまして、17ページをごらんください。それでは、現在県内の合併協議会における地域審議会の設置を採用している状況はどうかということを表にまとめたものがこれでございます。新設合併、編入合併、それ以外の方式、まだ決まっていないところもあるわけですが、一番右側のところ、地域審議会の設置状況をごらんいただきますとそれぞれ幾つかの協議会で設置をするという考え方が示されております。下から2番目でございますが、長岡地域の任意合併協議会、一番右の欄を見ていただきますと、任意協議会の前段階で首長同士の研究会ということで地域審議会についても幾つかの議論があったわけですが、研究会の中では地域審議会を設置する方向を確認しております。

次のページ、18ページをお開きください。では、その研究会でどういような形で地域審議会を想定したかということになりますが、二重の四角で囲ってあるところに集約をしてございます。1番としまして地域住民の合意を形成する場として活用する、2番としまして単に地域の利害を表明する場にしない、3番としまして審議内容等を情報公開し、住民の意見を集約できる仕組みとするという考え方に基づいて地域審議会を設置したいというのが研究会の段階の考え方でございます。

続きまして、19ページをお開きください。ここでは地域審議会だけに限定せずに地域自主組織に絡めて少しお話をさせていただきたいと思っておりますが、したがってここでいいです地域審議会の特例法にいう地域審議会とは少し違う審議会ということでございます。例えば現在の法律の範囲内で住民の意思を行政に反映させる仕組みとして考えた場合にどういようなことが考えられるかということで、

イメージ図としてあらわしたものでございます。まず、一番上に合併市町村合併後の自治体、市町村の姿があります。そこから左の方に白抜きの矢印がございしますが、まず支所にある程度の権限を移譲するというふうな考え方がございます。例えば住民の利便性を考慮して行うような事務、例えば窓口事務であるとか福祉関係の事務、税務の事務などが考えられると思いますが、支所にある程度の権限を移譲すると、そして支所についてはここでは副市長となっておりますけども、いわゆる支所長、支所を預かる人間を置くという考え方でございます。

さらに、その支所の管轄する範囲内としましてその下に地域自主組織を設けるというふうな考え方があるだろうと思っております。この地域自主組織でございしますが、現在それぞれの市町村でさまざまな自治会活動、団体活動が行われているわけですが、ここでは自治会等、町内会等、それからPTAであるとか、婦人会、消防団など、さまざまな団体を統轄するような形で一つの組織をつくり、それぞれの代表から役員になっていただき、地域の課題に対して取り組みを行っていただくと、それと同時に地域の住民の方たちの意見の集約もこの組織の中で行ってはどうかというふうな考え方でございます。したがって、これらの組織の中で集約されたものが地域審議会という組織に上がっていきまして、地域審議会からそれぞれ地域内の支所に対しても意見具申ということが行われますし、それから一つの大きな合併市に対しても意見具申をしていくというような全体の考え方でございます。なお、この地域自主組織につきましては、自治会、PTA、婦人会、消防団などとなっておりますが、これらだけではなくて、それぞれの地域で活動しております、右側の方に専門性を有するテーマ型組織と書いてございますが、例えば地域の社会福祉協議会であるとか、地域の商工団体であるとか、そういった方たちとも連携をとりながら意見を集約していくというイメージでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。地域審議会は合併特例法で決められているわけでございますが、何かご質問等、あるいはご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（鎌水義慎）

越路町住民代表の鎌水でございます。

今縷々の説明がございましたけれども、このイメージの図からのように旧市町村単位で支所を設置し、副市長を置いてあるということに関しまして、ある程度権限と予算を持たせることができるのであれば支所と自主組織とのやりとりの中で住民の意見を十分反映させることができるのではないかと、可能ではないかというふうに思えますので、したがってこの支所を設置するのであれば地域審議会というものは必要ないのではないかとというふうに思います。両方設置しますとなかなかこの図表でいっても複雑な面がありますので、それはいかがなものかなというふうに思いますけれども。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。むしろ自治ということに重点を置いて複雑なことはやめた方がいいというご意見だったと思いますが、ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

委員（北村 公）

栃尾の北村でございます。

この地域審議会については結構なお話だと思うんですけども、将来新市の議会との兼ね合いですね、その辺をどのようにしてやっていくのか、今後の課題になるかと思いますが、その辺もやはり考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思うわけです。

議長（森 民夫）

議会との関係が重要だというご意見だと思いますが。

大野町長、何かございますか。

委員（大野 勉）

それじゃ、先般自治権の担保をしながら緩やかな合併をということでご提案をちょっとさせていただいたんですが、この地域審議会につきましては現在各市町村ともそれぞれのやり方で地区との連携を図り、行政運営をされておることと思いますが、私たちの当町におきましてもミニ自治会といいますが、ミニ自治組織、区長制度というのをを用いまして、いろんな地域の考え方を行政に反映をさせていただいているところでございますので、私は逆に言うところの自治組織の構成団体につきましては、いろんな団体で構成することも必要であろうかと思いますが、一律にこの特定の団体ということではなくて、各市町村の裁量で組織を決められるような形に持っていっていただければ大変ありがたいなと、こんなふうに考えているところでございますので、よろしく申し上げます。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

はい、どうぞ。

委員（村上雅紀）

住民代表、見附の村上と申します。

現在ある市町村は、やっぱり昭和の大合併から住民のたゆまぬ努力によって今の歴史、風土、文化等いろいろ含めたものができ上がっていると思いますし、今後は行政がやろうとしている都市計画も含めてやっぱりある程度の今までの地域自治を担保できるような仕組みを残していただきたいというふうに思います。そこで、実践首長会議でやっておられるような、そういう組織体系が必要ではないのかなという部分をぜひとも任意協で取り上げていただきたいなというのを会長の方をお願いしたいと思います。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

今総務省でも、この地域審議会は特例法ですが、これとまた別の自治組織ということで検討を始めているという報告もございましたので、次回その中間報告の結果を見てもう一度、この審議会とはこれは密接に関係するわけですから、国の方の動きも見まして、もう一度次回議論したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

では、そういうふういたします。

どうぞ。

委員（八木庄英）

今会長さんの方からお話がございましたけれども、うちの市長も地域自主組織については非常に勉強していらっしゃるところでございますし、それで私どもも長岡方式としての一つの検討課題として、今会長さんもおっしゃいましたけれども、長岡方式を推進するためにも、この組織をつくりながら地方の声、地域の声というものを反映した新しい新市構想をつくっていただくことを私からも要望しておきたいと思います。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

それでは、次回もう一度議論するという事にさせていただきたいと思います。

それじゃ、次に「一部事務組合等の取扱い」について説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。

20ページをお開きください。 、一部事務組合等の取扱いでございます。一部事務組合等の取扱いにつきましては、まずは合併の枠組みがはっきりしないとなかなかこと協議をしていいかという部分もございますが、現時点での調整方針案を説明いたします。一部事務組合等の取扱いについては、住民生活への影響、施設及び事務事業の効率的な運用、執行等を考慮し、調整する。なお、具体的な調整については、他地域を含めた合併の枠組みが確定した段階で関係市町村及び一部事務組合と協議して決定する。これが現時点の調整の方針案でございます。

次のページ、21ページ、22ページに、では、どういった一部事務組合があるのかということを一覧表としてまとめてございます。さらに、調整方針案も概要ということでまとめておりますが、それぞれの項目につきまして分科会の方から詳細な説明をいたします。

議長（森 民夫）

簡潔に。もう時間がございませんので。この問題は非常に行政の専門的な問題もありますし、合併の枠組みが長岡地域だけじゃなくて他の地域についても決まっておりますから、説明が要らないぐらいだと思いますが、簡潔にお願いします。

環境・ごみ・し尿分科会（木曾）

まず、私、長岡地区衛生組合管理課長、それから長岡市の環境施設課長を兼ねております木曾です。ごみとし尿関係についてご説明いたします。

資料1の21ページごらんください。ごみとし尿につきましては、以前から広域処理が進められております。長岡地区衛生処理組合、これは越路町、三島町、長岡市で構成しております。それから、三島郡清掃センター組合、これは中之島はじめ与板、和島、出雲崎、寺泊と、それから小千谷につきましては小千谷市、川口町、山古志村と、それから小国町につきましては柏崎、高柳、刈羽村、西山町とあわせてし尿の処理をしています。23ページの表をごらんになっていただくとおわかりになると思いますが、見附市さんと栃尾市さんはごみもし尿も単独で処理をされているということでございますが、私どもの方で現時点での調整方針といたしましては、そちらの課題に書いてあることを踏まえた中で合併の効果を最大限発揮するために、8市町村が合併をするということを前提に一部事務組合につきましては、すべて解散もしくはほかのところで広域処理をしているところからは脱退をしていただくという方向で調整をさせていただきます。ごみとし尿の処理につきましては広域化することによって極めて効率的、適正な処理ができるということで、そういう方向で調整させていただきます。

議長（森 民夫）

各分科会長さんの説明を全部やっているともう時間がないから、基本的には同じでしょう、ほかも今の話と。ごみ以外も。違いますか。

説明省略をさせていただきます。何か違うことありますか、ごみとし尿以外の事務組合で。

事務局（高橋）

資料1で一覧表にまとまっておりますので、現時点ではこういう考え方だということをお示しさせていただきます。説明は割愛いたします。

議長（森 民夫）

それでは、今のご説明ですととにかく他の市町村、長岡地域8市町村以外のところも決まっていますので、どういう枠組みにするか今決定はできないわけですが、基本的には解散や脱退等でできるだけ新市に集約していくというのが基本方針だという説明ございましたけど、何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（樋山 桑男）

今までのお話にございましたように、これから一部事務組合につきましては関係市町村でいろいろ話し合いが行われるだろうと思うんですけども、先ほど一般職の身分の取扱いということでお話があったわけですが、一部事務組合の職員につきましてもその趣旨をひとつぜひ準用していただきたい、これだけつけ加えておきます。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。ほかにご意見ございますでしょうか。基本的には一部事務組合の解散や脱退によりまして合併後の住民生活に影響がないように、また効率的な運用ができるように今後他の市町村の合併の枠組みの動向を見ながら決めていくということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、次に「町名・字名の取扱い」について協議をしたいと思います。

説明をお願いいたします。簡潔をお願いいたします。

住民・国保・年金分科会（神林）

住民・国保・年金分科会を担当しております長岡市の神林と申します。町名、字名の取扱いについてご説明申し上げます。

29ページをお開きいただきたいと思います。重複町名一覧をごらんいただきたいと思います。ごらんのようにナンバー1、青木町のように同じ町名や、それからナンバー2の旭町（あさひちょう）、それから旭町（あさひまち）一丁目、二丁目のように紛らわしい町名を含めまして重複町名と思われる町名といたしましては31ほどございます。この重複町名を解消する基本的な考え方といたしましては、調整方針案に記載してございますように町名の由来を考慮いたしまして、各市町村の意向を尊重する中で重複町名や紛らわしい町名につきましては調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、大字につきましては、表示しない方向で調整してまいりたいと考えております。

町名、字名の取扱いについては以上でございます。

議長（森 民夫）

私から質問ですが、重複しているのは必ず合併前に調整しなければならないと思いますが、新しい町名というのは何か制約がございますか。古い町名を使わなきゃいけないとか、あるいは使っちゃいけないとか、何か制約があるかどうかですね。

住民・国保・年金分科会（神林）

特別制約はないというふうに考えております。

議長（森 民夫）

この町名につきまして何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（平野保雄）

小国町の平野でございます。

幾つか同じ町名があるようでございますけれど、これは両者で話し合いして旧市町村名を頭に冠としてつけばいいんじゃないかと思えます。例えば新町の場合、小国新町とか、それから小栗山もあると思えますし、その辺は話し合いによってどちらかに冠をつけばいいんじゃないかと思っております。

それから、千谷沢が越路町と小国町にあるんですが、これは旧千谷沢村でございますので、話し合いで
きっと多分一つにしていんじゃないかと思っているんですが。

以上でございます。

議長（森 民夫）

林家こん平師匠で有名な千谷沢。ありがとうございました。ほかに何かご意見ございますでしょうか。
基本的にはこの問題はそこの町民の方のご意向が一番大事だと思いますので、また各市町村及び各地域
と相談しながら調整を進めるということできたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、次に議題の（２）の「各種事務事業の取扱い」についてに移ります。

前回14項目について協議いただいたわけですが、残り15分程度でこれをしたいと思しますので、説明
は簡潔にお願いをしたいと思います。

下水道分科会（和田）

下水道分科会の和田でございます。

まず、15番、下水道使用料についてでございますけども、皆さんのところで使用料については考え方が
随分変わっております。大きな差がございます。例えば一般家庭、25立方使っている家庭でございま
すけども、一番安い都市と高い都市では1.8倍の差が出ております。このような中で、調整方針案としま
しては、合併後当分の間は現行のままとしまして、適当な期間を経過した後に統一をしたいというのが
当分科会の方針案でございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

続きまして。

水道・ガス分科会（松本）

水道・ガス分科会の長岡市水道局の松本でございます。

水道料金、ガス料金につきましては、いろいろ料金体系が異なったり、各市町村ごとに料金が違って
おります。したがって、合併時は現行のままとし、翌年度以降3年から5年をめどに統一するとい
うことで分科会の方で検討を進めてきたところでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

以上で終わりですか、説明の方は。

水道・ガス分科会（松本）

はい、終わりです。

議長（森 民夫）

生活に直結する課題でございますが、これにつきましては本日ご意見をいただきまして、本日いただいたご意見を考慮して再度各分科会で調整してもう一度協議会に提出していただく段取りになります。したがって、今日最終決定ではございませんが、特にご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（大矢治雄）

三島町の住民代表の大矢でございます。

この点につきましては、先ほど説明の中にもありましたように、それぞれの市町村において料金の格差が非常に大きいわけでございますが、当分の間は現状のままとし、その後適当な時間あるいは3年ないし5年の間に統一料金にするというご説明がございましたが、私どもの町はその点では非常に長岡市と比べて料金が高いというような状況下にありますので、そういうふうにぜひしていただきたいということを改めてお願い申し上げます。

議長（森 民夫）

料金が高いところはそういうご意見になると思いますが、安いところは上がるわけで、例えば水道料金とか下水道料金、ガス料金が一つの自治体になっても地域によって異なるということもあるかもしれないというの頭をちょっとかすめることはあるんですが、何かご意見ございませんでしょうか。ございませんか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、これにつきましては先ほど申し上げましたように各分科会で引き続き具体的な事項について検討して、再度協議会に報告をして協議をすることになると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議題3の平成15年度長岡地域任意合併協議会事業計画（案）と議題4の平成15年度長岡地域任意合併協議会予算（案）も一括して協議を行いたいと思います。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。

最初に、議題3の平成15年度長岡地域任意合併協議会事業計画（案）について説明をいたします。1枚おめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目をご覧ください。事業計画がここに書いてございますが、基本的には14年度の事業を引き継ぐような考え方で計画をさせていただいております。したがって、会議の開催経費、広報広聴、協議会だより、協議会ホームページ等の管理、新規の事業としましてはシンポジウムを開催することにより地域の皆様方から合併の状況を広く知っていただきたいという考え方をしております。さらに、協議会終了後に報告書というような形でまとめたものを住民

の皆様にはわかりやすく伝える報告書として作成をしたいと考えております。調査研究の実施につきましては、引き続き新市の将来構想の策定を行うほか、先進地の視察につきましてもできるだけ早い時期に行いたいと考えております。

事業計画については以上でございます。

引き続き議題の4、平成15年度長岡地域任意合併協議会予算（案）について説明をいたします。1枚おめくりいただきして、2ページの総括で説明をいたします。最初に、歳入でございます。1の分担金及び負担金でございますが、これは任意合併協議会構成8市町村から協議会運営のために出していただく負担金でございます。2番目の県支出金でございますが、新潟県からの合併事業に対する補助金でございます。3番、諸収入でございますが、預金利子が発生することを想定されますので、計上したものでございます。

次に、歳出でございます。1番の会議費でございますが、先ほど事業計画のところの説明いたしました協議会の本体、それから小委員会等の会議を開催するための経費でございます。それから、2番の事業推進費でございます。これも先ほどの事業計画で説明いたしましたが、協議会日より、ホームページの作成、シンポジウムの開催、その他広報広聴に要する経費を計上したものでございます。さらに、新市の将来構想策定に係る経費もこの中に入っております。3番の予備費でございますが、当初予定しなかった経費が発生した場合を考え、予備費として計上したものでございます。

予算は、全体としまして7,029万3,000円でございます。なお、歳入歳出それぞれの詳細につきましては次のページ以下に記載されておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

ただいまの事業計画（案）及び予算（案）につきまして何かご意見ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議題の平成15年度長岡地域任意合併協議会事業計画（案）及び議題4の予算（案）につきましては原案のとおり決定したいと思います。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

では、原案どおり決定させていただきます。

では、次にその他の事項についてでございますが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局（高橋）

はい、次回の協議会の日程についてご連絡をさせていただきます。開催日につきましては、5月20日

火曜日でございますが、この日を予定しております。開催時間でございますが、午後3時30分からと予定しております。場所はニューオータニ長岡となります。今回の会場とは違いますので、お間違えのないようによろしく願いをいたします。

なお、正式な開催案内につきましては、第5回の議題等の決定後改めて送付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の会議日程はすべて終了いたしました。今回でかなり事務的な部分は大分整理がついてまいりましたが、やはり新設か編入か、それに絡めて各地域の自治をどのように考えるかというあたりが焦点になってまいったように思います。それに絡めて議員の特例についてもあわせて議論が必要かと思いますが、次回国の方の動きも踏まえまして実質的な議論を行いたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。皆様方の議事運営に大変ご協力いただきましたことに感謝を申し上げます、本日の会議を閉会とさせていただきます。

（散会午前11時50分）